

自動販売機設置事業者募集要項

奥州金ケ崎行政事務組合（以下「組合」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件番号	販売品目	設置場所	使用面積	台数	最低使用料	位置
1	冷菓	胆江地区広域交流センター施設内 (奥州市水沢佐倉河字仙人 127 番地)	1.5 m ² 以下	1 台	6,393 円	別図
2	(1) 清涼飲料	同上	1.5 m ² 以下	1 台	19,179 円	
	(2) 菓子類		1.5 m ² 以下	1 台		
	(3) 即席カップめん		1.5 m ² 以下	1 台		
3	(1) 紙パック飲料	同上	1.5 m ² 以下	1 台	8,524 円	
	(2) 髭剃り		0.5 m ² 以下	1 台		
4	乳類	同上	1.5 m ² 以下	1 台	6,393 円	
5	清涼飲料	胆江地区広域交流センター屋外 (奥州市水沢佐倉河字仙人 127 番地)	1.5 m ² 以下	1 台	693 円	

2 応募資格要件

応募することができるのは、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 令和2年1月1日現在、1年以上の営業実績がある者
- (2) 営業に関し法令上許可、認可等を必要とする業種にあつてはこれを受けている者
- (3) 成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者

3 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- (4) 次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年間を経過しない者

- ア 組合との契約の履行にあたり、故意に製造等を粗雑にし、若しくは物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者
 - イ 組合が実施する競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 決定者が組合と契約を締結すること又は契約者が組合との契約を履行することを妨げた者
 - エ 組合の監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて組合との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、組合との契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 応募申込書の提出の日から設置事業者の決定の日までの間に、組合から指名停止を受けている者

4 応募条件等

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、奥州金ヶ崎行政事務組合財務規則第185条の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用するものとする。

(1) 使用料等

ア 使用許可期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

自動販売機の設置及び搬出日時は協議の上、定める。

イ 組合が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とする。

ウ 設置事業者は設置した自動販売機に、電気の使用量を計る子メーターを設置すること。電気料は設置事業者の負担とする。毎月月締めとし、組合が指定する期限までに全額納入すること。

エ 設置する自動販売機の大きさは、それぞれの使用面積の範囲内に設置できるものとし、転倒防止措置を講じること。

(注) 使用面積には、自動販売機本体設置面積のほか、使用済み容器の回収ボックス設置面積及び放熱余地分を設置する場合はその面積分も含まれます。

(2) 許可の条件

使用許可をした行政財産（以下「許可財産」という。）を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、又は次に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 許可財産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。

イ 許可財産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。

ウ 許可財産を許可をした用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。

エ 使用許可を受けた者（以下この号において「使用者」という。）が故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形してはならない。

- オ 使用者が当該許可財産である土地において、みだりに建物又は工作物を設置し、又は増築し、改築し、若しくは移築してはならない。
- カ 上及びオに掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- キ ウからカまでに掲げる条件は、その原因又は行為が使用者の代理人、使用人その他従業者の行為による場合についても適用する。
- ク 行政財産使用料を確実に納付しなければならない。
- ケ 毎月の売上額を報告しなければならない。
- コ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、組合の指示に従わなければならない。
- サ 酒類の販売を行ってはならない。
- シ 販売品目は標準小売価格より高い価格で販売してはならない。
- ス 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件番号	販売品目の条件	
1	10種類以上を販売すること。	
2	(1)	缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。
	(2)	菓子類5種類以上のほかに、タオルを販売すること。
	(3)	6種類以上を販売すること。
3	(1)	7種類以上のジュース類を販売すること。
	(2)	シェービングクリーム付のT字型の使い捨てタイプのを販売すること。 自動販売機は電源供給不要のものとする。
4	瓶容器の牛乳1種類以上を含む乳類3種類以上を販売すること。	
5	缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。	

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 清涼飲料及び乳類を販売する自動販売機に併設して、使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を組合に請求することができない。

5 参考データ

(1) 入場者数

平成31年1月	4,473人
2月	4,333人
3月	4,919人
4月	4,313人
令和元年5月	4,227人
6月	4,568人
7月	4,955人
8月	4,605人
9月	4,004人
10月	4,207人
11月	4,743人
12月	4,559人

(2) 屋外施設利用者数

	ゲートボール場	グラウンドゴルフ場	テニスコート
平成31年1月	0人	88人	0人
2月	0人	229人	0人
3月	0人	471人	0人
4月	0人	313人	0人
令和元年5月	33人	334人	5人
6月	155人	319人	4人
7月	142人	267人	42人
8月	6人	187人	20人
9月	158人	292人	2人
10月	0人	466人	6人
11月	74人	396人	2人
12月	0人	191人	0人

(3) 売上高及び電気料金

物件番号	販売品目	売上高 (平成31年1～令和元年12月)	電気料金 (平成31年1～令和元年12月)
1	冷菓	256,070円	73,111円
2	(1) 清涼飲料	764,860円	1,342円
	(2) 菓子類	101,280円	
	(3) 即席カップめん	79,960円	
3	(4) 紙パック飲料	120,450円	15,215円
	(5) 髭剃り	19,500円	0円
4	乳類	691,800円	26,277円
5	清涼飲料	—	—

6 応募申込手続き

(1) 受付期間

ア 郵送で申し込む場合

令和2年1月27日(月)～令和2年2月28日(金) 必着

送り先 〒023-0003

岩手県奥州市水沢佐倉河字仙人 49 番地

奥州金ヶ崎行政事務組合 施設管理課 管理係 宛

イ 持参する場合

令和2年1月27日(月)～令和2年2月28日(金)

【午前8時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提出先 岩手県奥州市水沢佐倉河字仙人 49 番地

奥州金ヶ崎行政事務組合 施設管理課 管理係

ア、イいずれの場合も「自動販売機設置応募」と朱書きした封筒に入れ、提出すること。

(2) 必要な書類 (各1部)

ア 応募申込書(所定様式)

イ 誓約書(所定様式)

ウ 販売品目(所定様式)(新規設置時または既設自動販売機更新時に限る)

エ 設置予定自動販売機のカatalog(新規設置時または既設自動販売機更新時に限る)

オ 商業登記簿謄本の写し又は身分証明書の写し

※ 発行後3か月以内のものに限る。

〔法人の場合〕 法務局で発行する商業登記簿謄本(全部事項証明書)

〔個人の場合〕 本籍地の市町村役場の戸籍担当課で発行する身分証明書

カ 許可・認可等の証明書の写し

※ 営業に関し法令上の許可、認可等を必要とする場合

キ 納税証明書(原本又は写し)

次の税について、該当する全ての証明書で、発行後3か月以内のもの。

① 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税、申告所得税について未納税額のないことの証明書

〔個人の場合〕 税務署で発行する証明書 … その3の2

〔法人の場合〕 同 … その3の3

② 奥州市又は金ヶ崎町の税に係る証明書

(a) 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

市税(法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(b) 金ヶ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ヶ崎町内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

町税(法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

7 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、組合が設定する最低使用料以上で物件ごとに最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。
- (2) 最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。
- (3) 設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、当組合ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。
- (4) 設置事業者の決定は、令和2年3月5日（木）の予定。

8 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和2年3月18日（水）までに、行政財産使用許可申請書（指定様式）を提出してください。

また、使用料は納入通知書により、令和2年4月30日（木）までに全額納入してください。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

10 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。
- (2) 申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度任意の様式による変更届にその事実を証明する適宜の書類を添付し、提出すること。
 - ア 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合
 - イ 商号又は名称を変更した場合
 - ウ 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名を変更した場合
 - エ その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

奥州金ケ崎行政事務組合
施設管理課管理係 担当 菅原
電話 0197-24-5821(内線 113)
F A X 0197-24-5823

応募申込書

令和 年 月 日

奥州金ヶ崎行政事務組合
 管理者 小沢 昌記 様

(〒 -)
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 代表者職、氏名 印
 (事務担当者)
 所属部署
 氏 名
 電 話

自動販売機設置事業者募集について、下記のとおり申し込みます。

1 応募価格

物件番号	設置場所	使用面積	台数	応募価格			
				円			
1	胆江地区広域交流センター (奥州市水沢佐倉河字仙人 127 番地)	1.5 m ² 以下	1 台				
2	同上	1.5 m ² 以下	1 台				
		1.5 m ² 以下	1 台				
		1.5 m ² 以下	1 台				
3	同上	1.5 m ² 以下	1 台				
		0.5 m ² 以下	1 台				
4	同上	1.5 m ² 以下	1 台				
5	胆江地区広域交流センター屋外 (奥州市水沢佐倉河字仙人 127 番地)	1.5 m ² 以下	1 台				

※注意事項

- (1) 応募価格は、奥州金ヶ崎行政事務組合が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- (2) 数字の頭に¥をいれてください。
- (3) 希望しない物件番号の応募価格欄は二重線で消滅してください。

誓 約 書

私は、奥州金ヶ崎行政事務組合が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、奥州金ヶ崎行政事務組合ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

奥州金ヶ崎行政事務組合
管理者 小沢 昌記 様

(〒 ー)

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

代表者職、氏名

印

物件番号 _____

販 売 品 目

メーカー名	商品名	規格	標準小売価格 (税込)	売値 (税込)	備考

(注) この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している商品のメーカー名、商品名、規格、標準小売価格（税込）、売値（税込）を記載する。